

上下水道料金等Web明細システム導入業務委託 仕様書

1. 件名

上下水道料金等Web明細システム導入業務委託

2. 目的

上下水道料金等Web明細システム（以下、「システム」という。）を導入し、上下水道利用者（以下、「利用者」という。）が、上下水道料金等の情報をスマートフォン及びパソコンもしくはタブレット等（以下「スマホ等」という。）から確認できるようにすることで利用者の利便性向上を実現する。また、伊万里市上下水道部（以下、「発注者」という。）が配布する検針票や領収書等のペーパーレス化を推進し、事務の効率化を図る。

3. 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

4. システム使用開始日

令和9年4月1日から

5. 業務の内容

- (1) 初期設定の実施
- (2) 操作説明等の実施

システムの利用に際しては発注者に対し操作説明を行い、必要に応じてマニュアルを作成すること。また、バージョンアップ等による機能や操作に変更が生じた場合においても同様に対応すること。

- (3) システムの利用に伴う問い合わせ対応
- (4) その他、本業務に必要なすべてのこと

6. システム利用時間

24時間365日を通じて、利用可能であること。（事前通知によるメンテナンス等の停止を除く。）

7. システム概要（ソフトウェア仕様）

次の仕様を満たすこと。

- (1) 利用者が閲覧するスマホ等において、Android及びiOSに対応したものとする。また、Windows搭載パソコンのブラウザからも閲覧できること。
- (2) 提供できる情報は、発注者が使用する上下水道料金システムから出力したCSVデータであり、調定確定後、同システムからお客様番号、使用量、料金等必要な情報を出力する。出力したCSVをシステムにアップロードするものとする。

- (3) インボイス制度に対応した料金明細のPDFを表示し、利用者が支払明細書として発行可能であること。
- (4) 利用者に対し、任意の文面でお知らせが配信できること。
- (5) 各種お知らせチラシ等の掲載ならびに外部サイトへのリンク掲載が可能であること。
- (6) 利用者ごとにアカウントのID及びパスワードを設定し、設定変更等ができること。
- (7) 一つのログインIDに対して複数メーターの情報を参照できること。
- (8) アカウントの数やファイル容量については、必要に応じ協議の上、増減することができること。
- (9) システムのバージョンアップがあった場合は、発注者への事前通知により、最新版を提供すること。なお、バージョンアップの費用は、原則無償とすること。
- (10) その他、システム等の機能を維持する上で当然備えるべき事項については、仕様に含まれるものとし、別紙の機能要件書の要件を満たすこと。

8. 利用者の登録方法について

- (1) 利用者が登録しやすい運用方法について提案を行うこと。
- (2) 利用者が初回登録した際に発注者側が確認するための方法について提案を行うこと。

9. 上下水道料金システム（W. i n g）等との連携について

発注者が利用する水道料金システム（W. i n g）から出力されるデータの取込等が必要な場合は、必要な事項について協議しデータ連携が可能であること。

10. オプション機能について

上記7. システムの仕様に記載の機能の他オプション機能がある場合は、機能及び金額の提案を行うこと。このことは、本業務及び本契約の費用には含めないが、評価点に考慮する。なお、オプション機能の導入に際しては改めて両者協議の上、対応を決定する。

11. セキュリティ対策について

- (1) 情報漏えい、不正アクセス、ウイルス対策等のセキュリティ対策が講じられていること。
- (2) 不正アクセスがあった場合は、直ちに発注者に報告するとともに、被害の調査や対応、原因究明及び再発防止対策を行うこと。

12. サポート体制について

システムの円滑な利用のためサポート体制を確保し迅速に必要な支援ができること。

13. その他

- (1) 本業務において、業務遂行上知り得た一切の情報は、本業務でのみ使用し、発注者の同意なくして第三者に漏えい又は開示してはならない。
- (2) 本業務の契約完了後は、本業務に関する情報を全て返却又は確実に廃棄し、書面にて廃棄証明書を提出すること。

- (3) 契約終了後に他の事業者が本業務を引き継ぐ場合、その時点で蓄積されたデータの引き渡しや業務の引き継ぎについて、システム継続に支障がないよう協力するものとする。
- (4) 本仕様書は、本業務の基本的な内容について示すものであるが、業務の性質上、当然実施しなければならないもの、また、本仕様書に記載のない事項であっても、本業務を遂行するため必要な事項は全て実施すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、両者で協議の上、誠意を持って速やかに解決すること。